

○津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付要綱

平成27年10月30日

津幡町告示第118号

(目的)

第1条 この要綱は、津幡町産農林水産物を活用し、農業者等が、自ら、あるいは流通業者、食品事業者等と連携し6次産業化に資する取組により地域活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となるものは、津幡町内に所在又は居住し、町税等を滞納していないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農林水産業を営む法人
- (2) 農林水産業を営む個人が5人以上で組織する団体
- (3) 前2号に掲げる者の取組に連携する流通業者及び食品事業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 加工品開発・販路拡大 津幡町産農林水産物を活用した加工品の開発並びに販路の開拓及び拡大を行うもの
- (2) 加工・販売施設等整備 津幡町産農林水産物を活用した加工品の開発に必要な施設、機械等の整備を行うもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、国及び他の地方公共団体等の補助金を併用する場合、対象団体の自己負担は、補助対象経費の5分の1を下回らないものとする。

(補助金額の算定基準及び限度額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 加工品開発・販路拡大 補助対象経費の総額に補助率2分の1を乗じて得た額(その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とし、10万円以上50万円以内とする。

(2) 加工・販売施設等整備 補助対象経費の総額に補助率3分の1を乗じて得た額(その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とし、10万円以上300万円以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る事業内容について、学識経験を有する者等から意見を聴いた上で、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止申請)

第8条 補助金の交付決定後、補助対象事業の内容に変更が生じたとき又は中止しようとするときは、津幡町農商工連携6次産業化推進事業(変更・中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定により、速やかに書類等の審査を行い補助金を変更又は中止すべきものと認めるときは、津幡町農商工連携6次産業化推進事業(変更・中止)承認書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が、当該補助事業を完了したときは、当該完了日から起算して15日以内に、津幡町農商工連携6次産業化推進事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者は、事業完了年度の翌年度から3年間当該補助対象事業の状況について、津幡町農商工連携6次産業化推進事業採択事業経過報告書(様式第8号)により町長に報告しなければならない。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の概算払又は精算払を受けるときは、あらかじめ津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金概算払請求書(様式第9号)又は津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、交付決定額の8割以内とする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助対象事業が他の補助事業の対象となったとき又は第8条第1項の規定による承認をしたときは、第7条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 町長は、交付決定者が補助金を目的以外に使用したとき、又はこの要綱に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

3 町長は、前2項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助の対象期間)

第13条 補助事業の対象期間は、加工品開発・販路拡大事業は3年以内とし、加工・販売施設等整備事業については加工品開発・販路拡大事業実施期間の内、1年とする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月15日津幡町告示第25号）

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	補助 期間	経費区分	内容	備考
(1) 加工品 開発・販路拡 大	3年 間	謝金	委員謝金、専門家謝金	
		旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費	
		直接経費	原材料費、実験費、デザイン料、試作費、外注加工費、コンサルタント料、委託費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、通信運搬費、機械装置等レンタル・リース費、保険料、研修費、調査費	
		その他	上欄に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費	
(2) 加工・ 販売施設等 整備	1年 間	備品購入費	補助対象事業に必要な機械等に係る経費（自動車、パソコン等の汎用性の高い機器等を除く）	加工品開 発・販路拡 大事業の 実施が必 要
		施設整備費	補助対象事業に必要な施設の建設又は改修に係る経費	
		その他	上欄に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 所在地
事業者名
代表者名

津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付申請書

津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請の審査の際、町長が私の町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助対象事業 (1)加工品開発・販路拡大
 (2)加工・販売施設等整備

2 補助金交付申請額 金 円

3 事業計画 別紙のとおり

4 その他
添付書類(参考となる書類等)

別紙

津幡町農商工連携6次産業化推進事業計画書（当初・変更・中止）

1 事業名	
2 申請者の概要	
団体名	
代表者	
所在地	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス：
3 申請事業の概要	
活用する農産物等	
事業実施の背景・現状・課題	
実施期間	着手予定： 年 月 日 完了予定： 年 月 日
実施場所	
事業の目的	
事業の内容（具体的かつ詳細に）	
事業の強み	
スケジュール	
その他	(1) 新規性、独自性 (2) 具体性、実現性 (3) 市場性 (4) 地域活性化への波及効果

予算書

(単位：円)

収 入		
区分	金額	備考
津幡町補助金		
自己資金		
合 計		

(単位：円)

支 出			
補助対象経費			
経費区分	内訳	金額	備考（仕入先等）
小 計①			
補助対象外経費			
経費区分	内訳	金額	備考（仕入先等）
小 計②			
合 計①+②			

様式第2号（第7条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

津幡町長

印

津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては町長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、町長に報告すること。
- 8 以上のほか、津幡町補助金交付規則の定めに従うこと。

様式第3号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

津幡町長

印

津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

記

不 交 付 の 理 由	
備 考	

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

申請者 所在地
事業者名
代表者名

津幡町農商工連携6次産業化推進事業(変更・中止)承認申請書

年月日付け 第 号で交付決定の通知があった津幡町農商工連携6次産業化
推進事業計画を変更(中止)したいので申請します

記

1 事業名

2 変更(中止)の理由

3 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引き申請額	円(増・減)

4 変更の内容

費	円
(円)
費	円
(円)
合計	円
(円)

※ () 書きは変更前の額

5 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 予算書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

様式第5号（第8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

津幡町長

津幡町農商工連携6次産業化推進事業（変更・中止）承認書

年 月 日付で承認申請のあった津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金
については、申請のとおり事業計画を（変更・中止）することを承認する。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

申請者 所在地
事業者名
代表者名

津幡町農商工連携6次産業化推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった津幡町農商工連携6次産業化推進事業については、次のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業 (1) 加工品開発・販路拡大
 (2) 加工・販売施設等整備
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 実施報告・収支決算 別紙のとおり
- 4 その他
添付書類(事業の実施状況が分かる写真、領収書の写し等)

様式第7号(第10条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

津幡町長

補助金確定通知書

年 月 日付けで提出された実績報告書を審査の結果、下記金額を津幡町農商工
連携6次産業化推進事業に対する補助金として確定したから通知する。

記

金 _____ 円

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

申請者 所在地
事業者名
代表者名

津幡町農商工連携6次産業化推進事業採択事業経過報告書

1 採択年度

2 補助対象事業 (1) 加工品開発・販路拡大
 (2) 加工・販売施設等整備

3 採択事業名

4 事業進捗状況

担当者連絡先

担当者氏名	
役 職	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

申請者 所在地
事業者名
代表者名 印

振込銀行：
口座番号：
フリガナ：
口座名義：

年度津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け、 号により補助金交付決定の通知があつた 年度
津幡町農商工連携6次産業化推進事業補助金のうち下記金額を概算払で交付されるよう津幡町補
助金交付規則の規定により請求いたします。

請求額 金 円

内訳	〔	交付決定額	円	}	年 月 日	¥	-
		交付済額	円		年 月 日	¥	-
		今回請求額	円		年 月 日	¥	-
		残 額	円				

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

申請者 所在地
事業者名
代表者名 印

振込銀行：
口座番号：
フリガナ：
口座名義：

年度津幡町農工商連携6次産業化推進事業補助金請求書

年 月 日付け、 号により補助金の額の確定通知があった 年度津幡町農工商連携6次産業化推進事業補助金のうち下記金額を交付されるよう津幡町補助金交付規則の規定により請求いたします。

請求額 金 円

内訳	〔	交付決定額	円	}	年 月 日	¥	-
		交付済額	円		年 月 日	¥	-
		今回請求額	円		年 月 日	¥	-
		残 額	円				

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第11条関係)